

2007年1月15日

鳥取市長 竹内 功 様

日本共産党東・中部地区委員会  
委員長 岩永尚之  
日本共産党鳥取市議会議員団  
団 長 村口英子

1

## 2007年度予算編成についての申し入れ

「三位一体」の改革の名で、国の責任放棄につながる教育や福祉の補助、負担金の削減、地方交付税の一方的削減が行なわれ、自治体財政に大きな困難をもたらしています。地方自治体への財政的締めつけをやめさせ、とくに地方交付税の財源保障、調整機能を充実させることは国政上の重大課題です。こうした国による地方自治と地域社会の破壊と、「地方行革」路線による福祉切り捨てではなく、「住民の福祉とくらしを守る」という自治体本来の仕事を守り、充実させるべきです。この立場で、以下の項目を来年度予算に生かしていただくよう申し入れます。

### I.市民の暮らしと福祉の充実

1. 負担感の強まっている市民生活に配慮し、家庭ごみの有料化や下水道料金など各種使用料、手数料など公共料金の引き上げはおこなわないこと。
2. 消費税の課税中止と食料品への非課税を国に求め、水道料金への転嫁はやめること。  
・増税、負担増から市民の暮らしを守ること。増税分を高齢者、低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること。国に増税の中止を求めること。
3. 介護保険制度の見直しにより、負担増となった施設利用者の滞在費、食費に対し軽減措置を拡充すること。  
・軽度要介護者の介護ベッド、車椅子の取り上げを中止すること。
4. 国保料の引き上げをおこなわないこと。国保料の滞納者への制裁措置をやめ、短期保険証を本来の保険証に戻すこと。
5. 後期高齢者医療制度を運営する広域連合は、住民が運営に参加しにくい制度である。

民主的な運営をおこない、高齢者の所得実態に応じた保険料の認定をすること。

6. 一般世帯と著しい格差の解消と生存権の保障のために、国に生活保護費の引き上げ、夏期手当の新設、高齢加算の復活、母子加算の継続を求めること。当面、独自の措置として、夏期手当、年末手当は一人 5,000 円に増額すること。

7. 障害者自立支援法に苦しむ障害者と家族を財政支援すること。

8. 子育て世代の不安定雇用の問題や福祉制度の遅れ・後退があるなか、次世代育成行動計画と整合性を持たせながら、安心して子育てができる環境づくりと少子化対策を強めていくこと。

1) 現行の保育料引き下げ措置は 08 年度以降も引き続きおこなうこと。

2) 私立幼稚園就園奨励費の対象を国基準まで引き上げること。

3) 一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育の充実を全市的に図ること。

4) 学童保育の運営は行政が責任をもつこと。大規模なクラブに対しては早急に専用施設をつくり、児童数の適正化を図ること。また、対象年齢の拡大や保育時間の延長などに対し、市として援助すること。

5) 乳幼児医療費助成制度は、市独自の施策として、通院を就学前まで広げること。また、入院は小学生の入院費の一部を助成する制度を新設すること。

6) 認定こども園は、現状の保育環境の低下を招き、保育料の負担能力で子どもたちの受ける保育に格差が生まれるなどの問題点があり、導入は慎重を期すこと。

・就学前教育をすべての子どもに保障できる環境を整備すること。また、保育料は所得の実態に応じたものにする。

## Ⅱ. 教育の充実と施設整備の改善

1. 小・中学校の全学年で 30 人以下学級をすすめること。

2. 改正教育基本法の具体化にあたっては、学校現場に混乱がきたさないよう、憲法に基づく教育行政を推進すること。

## Ⅲ. 地元企業への支援と雇用確保

1. 小規模修繕等契約希望者登録制度の事業者の受注機会の拡大をすすめるため、契約金額の引き上げをおこなうこと。また、学校、公民館、福祉施設など公共施設を管理する担当課に対して、積極的な制度の適用・推進を要請すること。

2. 「地元雇用の確保につながる」として企業立地促進補助金が創設しているが、最近、経

営戦略が優先し、営業譲渡や派遣労働の増加がいわれている。誘致企業への補助金が雇用確保と拡大に役立っているかという点で、正規・非正規の雇用実態を調査すること、雇用拡大のために必要な要請をおこない、社会的な責任を果たすようにもとめること。

#### IV. 安心できる住みよいまちづくり

1. 広域の可燃物処理場の建設計画は中止し、リサイクルの徹底と小型焼却炉への転換をもとめること。
2. 市民の理解と協力で、ごみの減量とリサイクルの対策をいっそう強化すること。これに逆行する可燃ごみの有料化は中止すること。

#### V. 同和行政の終結と人権施策

1. 同和対策は、行政による差別の固定化となる地区指定はなくし、一般対策にすべて移行し、公正な行政をおこなうこと。
2. 同和保育・同和教育は中止すること。人権教育・人権啓発は同和問題を中心とする内容や差別問題に偏重・矮小化させることはしないこと。

#### VI. 住民が主人公の地方自治の確立

1. 市民サービスの向上と市民の声を市政に生かし、福祉・教育、介護、市民相談、地域振興などの職員体制を充実すること。
2. 市政の市民参加と民主主義を確保するために、中山間地などの投票所とポスター掲示場を増設すること。
3. まち・地域の崩壊と地方自治の後退となる道州制に反対すること。
4. 憲法改悪に反対し、第9条の平和理念、第25条の生存権保障、地方自治の確立など憲法5原則を厳守するようにもとめること。また、世界平和都市宣言と非核都市宣言の趣旨を生かし、被爆・戦争体験の継承、平和塔の伝承など市民参画による非核平和の行政を推進すること。

以上